



富士山
静岡第一軍
静岡市
静岡市
静岡市

しずおか 景観形成計画

〔R8〕
10
行動計画

しずおかの多彩な景観が織りなす
“回遊式庭園”の実現に向けて

策定：平成29年3月
改定：令和8年3月

静岡県

1 はじめに

しずおか景観形成計画の目指す姿	1
しずおか景観形成計画に基づく「主要方策」	1
【R8～10】行動計画の計画期間	2
進捗管理とフォローアップ	2
進捗管理の方法	2
評価の方法	3

2 行動計画

行動計画（A）事業・取組一覧表	4
行動計画（B）事業・取組一覧表	5

3 主要方策ごとの取組内容

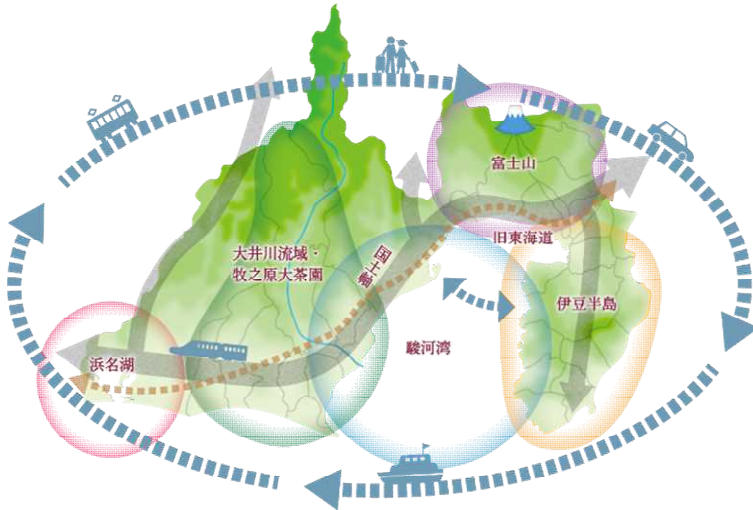
主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる	8
主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	11
主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする	14
主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	20
主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める	21
主要方策6 景観形成をマネジメントする	25

1 はじめに

しずおか景観形成計画行動計画は、しずおか景観形成計画に基づき、本県の景観形成を進めるための県の取組を位置付けている。令和3年度には、前期5年間の取組について中間評価を行い、評価結果を踏まえ、【後期】行動計画（令和4～8年度）としてまとめた。令和7年度には、次期総合計画の策定に伴い、しずおか景観形成計画の計画期間を延長したため、新たに【R8～10】行動計画を策定した。

しずおか景観形成計画の目指す姿

しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”



景観形成の理念を踏まえ、県土の目指す姿として、県土全体を一つの広大な回遊式庭園※に見立てることを提起する。

この見立ては、地域や市町が、地元の豊かな歴史や文化と、固有にして印象的な景観にあらためて誇りと愛着を持ち、それぞれが他をもって替えがたい魅力をもつ地であることを認識し、あたかも作庭するかのようにその魅力を磨き上げるための行動の枠組みである。

それはまた、国内外の人々が、広大な県土に繰り広げられる多彩な景観を訪ね歩き愛でることで、その魅力が、地域の認識以上の価値として再発見され、本県の目指す移住・定住の促進や、関係人口の創出、国内外の人々との交流の拡大を誘導する、景観施策の象徴である。

※日本の伝統的な庭園様式のひとつ。回遊式庭園とは、池とその周囲の園路を中心に作庭され、広大な園内を巡りながら地形に応じて次々と繰り広げられる景観を鑑賞するように造られた庭園。園内に配置された茶亭（休憩所）、東屋（展望所）等の建築物等も景観の一部となり、庭園の建築物等が一体的に一つの作品となっており、日本的な美を形成している。

しずおか景観形成計画に基づく「主要方策」

主要方策は、「景観形成方針」、「県の担うべき役割」及び「見直しの視点」に基づき、県が主体となって取り組んでいく方針をまとめたもので、6つの主要方策から構成している。

主要方策1は、複数市町にまたがる景観形成について、県が中心となって推進体制や計画の策定等、広域景観形成を加速させるための取組を総合的に展開する。

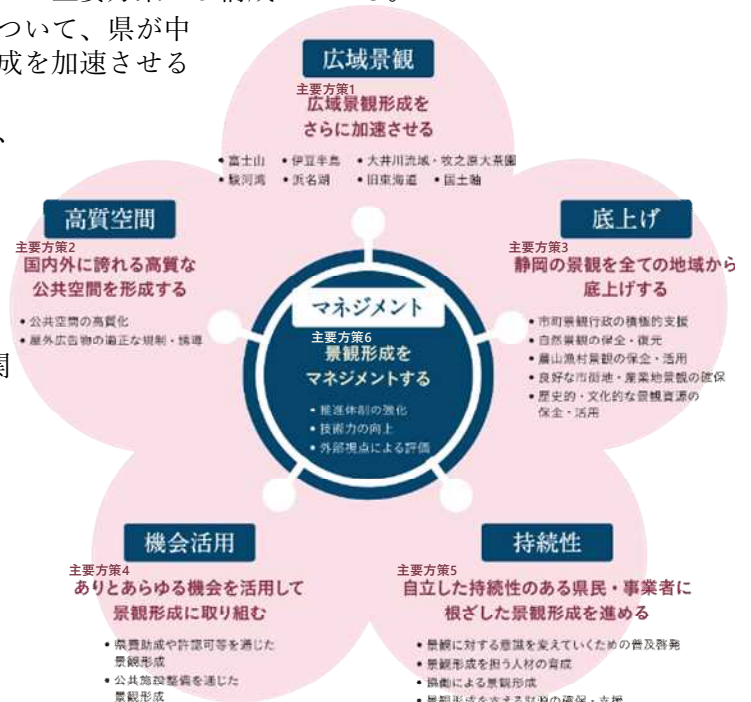
主要方策2は、県が実施する公共事業において、主要な公共空間の景観の質を高めるための方策を展開する。

主要方策3は、地域の景観形成を担う市町との連携や多様な地域特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の底上げを図るための方策を展開する。

主要方策4は、県民や事業者等に対して、県が関与できるありとあらゆる機会を活用して、景観への配慮を求めていくための方策を展開する。

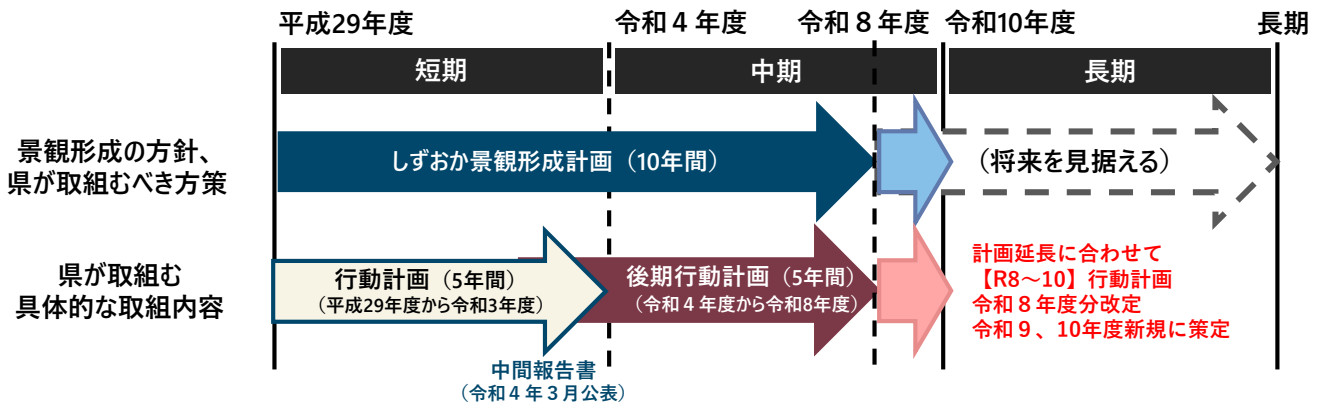
主要方策5は、県民や事業者に広く根差した景観形成を進め、自立した持続性のある活動を拡大するための方策を展開する。

主要方策6は、主要方策1から5に掲げる事業を円滑に進めるために行う体制、仕組み、ルールを整えるなどのマネジメントを行うものである。



【R8～10】行動計画の計画期間

しずおか景観形成計画に基づいて、県が取組む具体的な取組内容をまとめた行動計画は、令和3年度には、前期5年間の取組について中間評価を行い、評価結果を踏まえ、【後期】行動計画（令和4～8年度）としてまとめた。令和7年度には、次期総合計画の策定に伴い、しずおか景観形成計画の計画期間を延長したため、新たに【R8～10】行動計画を策定した。



進捗管理とフォローアップ

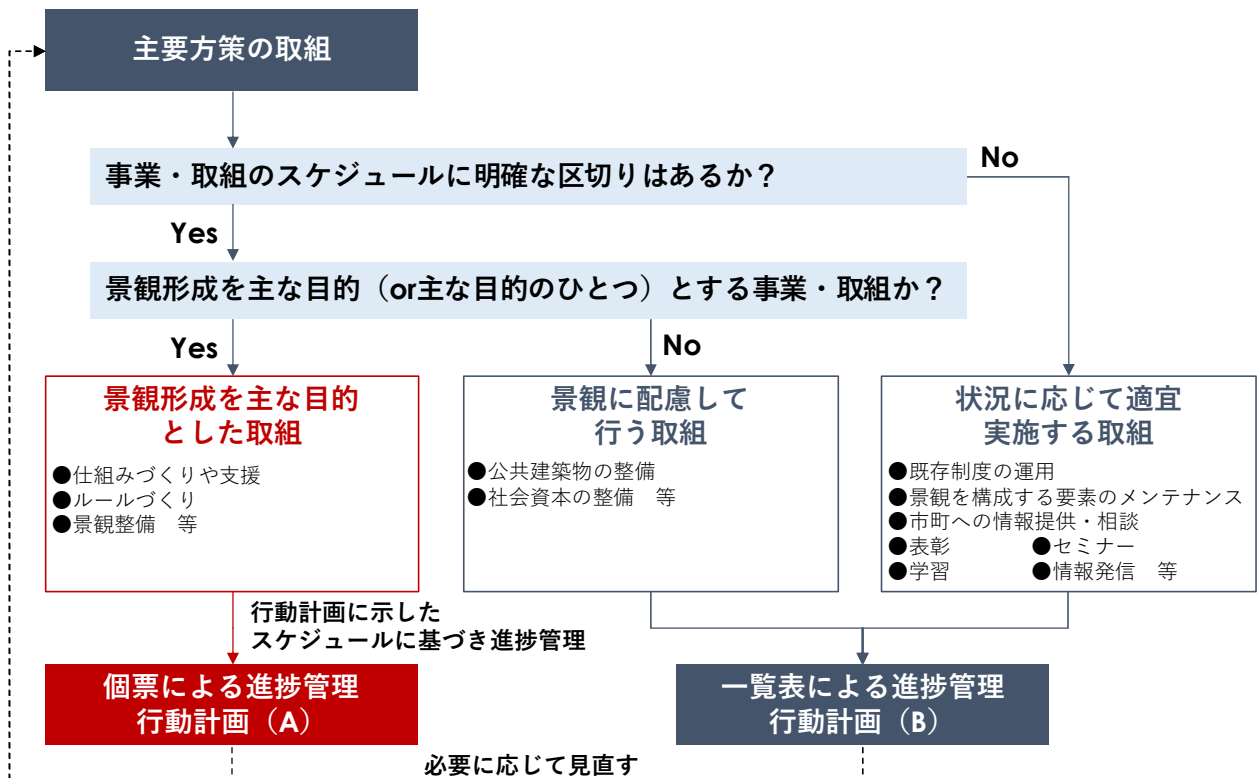
毎年度、行動計画に位置付けた事業・取組の進捗状況について、静岡県景観づくり推進本部において検証・評価を実施し、評価結果を踏まえて、次年度以降の事業・取組に反映していく。また、評価結果については、外部の有識者（静岡県景観懇話会・景観施策向上・評価専門部会）等からも御意見・助言をいただく。評価結果は、公表することで県民の皆様幅広く明らかにし、景観形成に対する理解や関心を深めることにつなげていく。

また、この計画の進捗状況及び上位計画や関連する計画の策定（改定）、社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、本計画の見直しを実施する。

進捗管理の方法

主要方策に掲げた各種事業・取組について、景観形成上の配慮事項やスケジュールなどを示した行動計画を作成し、進捗を管理する。

進捗管理では、主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に進捗管理を行うのではなく、以下の選定フローに従って、行うこととする。



評価の方法

行動計画A：個票による進捗管理

個票による進捗管理を行う事業・取組は、23である。個票による進捗管理は、事業・取組ごとに各年度の進み具合を示す「進捗状況」と取組により期待する成果の達成状況「達成度」の2つの指標について、担当課が評価を行う。

個票の上段には、行動計画【R8～10】の計画期間3年間（令和8年度から令和10年度）の取組計画や期待する成果目標を記載し、中段に評価年度の取組や成果の実績、下段に担当課の評価を記載した上で、静岡県景観懇話会 景観施策向上・評価専門部会の委員からコメントを頂いている。

景観の質については、その変化を捉えるにはある程度の時間を必要とすることから、中間評価・最終評価の際に評価を行い、次期行動計画に反映している。

【評価方法】

進捗状況及び成果の達成状況は、以下の評価区分に基づき担当課が評価を行う。

評価	進捗状況
S	計画以上の進捗が得られている
A	計画どおり進捗している
B	進捗に遅れが見られるが計画期間（令和10年度）内に完了予定
C	進捗に遅れがあり、計画期間（令和10年度）終了後に完了予定

評価	成果の達成状況
◎	当該年度の成果実績が「目標値」を超えるもの又は「期待値」の10%を超えるもの
○	当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の推移の±10%範囲内かつ前年度の実績値を上回っているもの
●	当該年度の成果実績が「目標値」未達又は「期待値」の推移の-0%未満
—	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

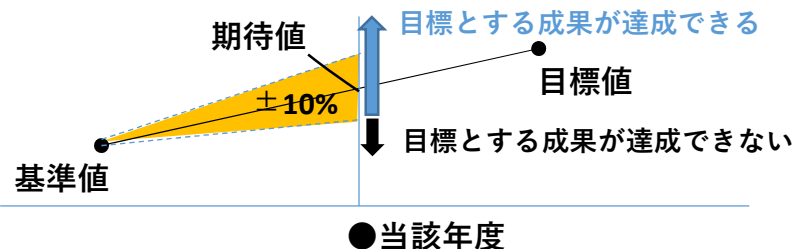
成果目標に対する評価について

①当該年度における定量的な目標値を持っている場合
成果実績が目標値を達成しているかどうかで評価

②当該年度における定量的な目標値がない場合

②-1 他年次に目標値があり、
当該年度の期待値が算出できる場合
【目標とする成果】 = 期待値 ± 10% 以内
かつ前年度の実績値を上回っていること

②-2 他年次に目標値がなく、
定量的な指標を設定するのが困難な場合
実績値等を参考にして設定
【目標とする成果】 = 前年度の実績値 + 30% 以内



③成果を表す定量的な指標がない場合（景観変化等）

③-1 写真による景観変化（着前着後）による評価

③-2 定性的な表現による成果で評価

行動計画B：一覧表による進捗管理

一覧表による進捗管理を行う事業・取組は、65である。一覧表による進捗管理を行う事業・取組は、景観形成を主な目的としないものの、事業・取組を行うことが景観形成に寄与するものとなる。そのため、個々の取組の評価や有識者によるコメントを付すことはせず、各年度における取組実績を記載することで進捗管理を行う。なお、事業・取組において特筆すべき成果が発現した場合には、一覧表に加え、成果を紹介している。

2 行動計画

前ページの選定フローに従い選定した事業・取組の一覧を以下の表に示す。

事業・取組の内容、スケジュールなどについては取組の進捗状況や上位計画、関連する計画の策定（改定）、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応し見直していく。

行動計画（A）は、景観形成を主目的とした事業であり、個票による進捗管理を行い、毎年、取組や成果を評価した上で、有識者によるアドバイスを受けて評価を行う。行動計画（B）は、景観形成を主たる目的としない別の目的（要求）から行われる事業であるが、景観への配慮は必要であり、その中でも特に重要な案件を位置付けている。景観形成を主目的としない事業のため、景観に対して悪くしない配慮をすることを最低限の目標とし、可能であれば、事業を契機に景観を良くする配慮を行うことを目指すものであり、評価は、どの程度の景観配慮ができたかということに主眼を置くため、取組実績を一覧表管理するものである。

表 行動計画（A）事業・取組一覧表

	【R8～10】 No （【後期】）	事業・取組名	部局名	担当課	総合計画における 位置付け
主要方策1 広域景観形成を さらに加速させる	1 (1)	富士山広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	2 (2)	伊豆半島広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	3 (3)	大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	4 (4)	浜名湖広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	5 (5)	駿河湾広域景観の形成	交通基盤部 経済産業部	景観まちづくり課 新産業集積課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	6 (5)	旧東海道広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	7 (5)	国土軸広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
主要方策2 国内外に誇れる高質な 公共空間を形成する	8 (6)	公共施設整備における景観配慮 （教育施設・警察施設含む）	交通基盤部 財務部 教育委員会 警察本部	景観まちづくり課 建築工事課 教育施設課 施設課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	9 (7)	無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	10 (8)	清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	11 (9)	違反屋外広告物対策の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	12 (10)	良好な屋外広告物の推進に関する取組	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
主要方策3 静岡の景観を全ての地域から 底上げする	13 (11)	市町の景観計画の策定・改定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	14 (12)	観光地エリア景観計画の策定・改定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	15 (13)	景観重要公共施設の指定に関する支援	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	16 (14)	専門アドバイザーの派遣	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	17 (15)	美しく品格のある邑づくり	経済産業部	農地保全課	Ⅰ-1-4-(5) ②地域資源を活用した 交流促進
	18 (B29)	リノベーションまちづくりの取組支援	経済産業部	地域産業課	Ⅰ-1-2-(3) ①エリア価値向上に向けた 商業の振興
主要方策4 ありとあらゆる機会を 活用して景観形成に取り組む	19 (17)	県費助成や許認可等を通じた景観形成	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
主要方策5 自立した持続性のある県民・ 事業者に根ざした 景観形成を進める	20 (18)	景観への意識醸成のための普及啓発	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
	21 (19,B49)	景観形成を担う人材の育成	交通基盤部 教育委員会	景観まちづくり課 教育政策課・ 義務教育課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全 Ⅰ-2-3-(4) ②環境教育の推進
	22 (20)	地域活動を牽引するリーダーの養成	総務部	地域振興課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全
主要方策6 景観形成をマネジメントする	23 (新規)	景観の積極的活用	交通基盤部	景観まちづくり課	Ⅱ-3-2-(2) ⑤景観の形成と保全

表 行動計画 (B) 事業・取組一覧表

	【R8～10】 No (【後期】)	事業・取組名	部局名	担当課
<p>主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する</p>	1 (6)	津波避難誘導標識の設置	危機管理部	危機情報課 危機政策課
	2 (3)	東静岡周辺地区の整備	スポーツ・ 文化観光部	企画経理課
	3 (新規)	浜名湖の湖岸堤整備	交通基盤部	河川企画課
	4 (8)	多自然川づくりの推進	交通基盤部	河川海岸整備課
	5 (9)	養浜を主体とした侵食対策の実施	交通基盤部	河川海岸整備課
	6 (1)	沼津港みなとまちづくりの推進	交通基盤部	港湾企画課
	7 (2)	清水みなとまちづくりの推進	交通基盤部	港湾企画課
	8 (新規)	港湾海岸環境整備事業	交通基盤部	港湾整備課
	9 (新規)	焼津漁港内港地区エリアデザイン検討会議の取組	交通基盤部	漁港整備課
	10 (4)	街路整備事業	交通基盤部	街路整備課
	11 (7)	公共建築物等での県産材利用促進	経済産業部	林業振興課
<p>主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる</p>	12 (13)	産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
	13 (14)	海岸漂着物等対策事業費助成	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
	14 (20)	富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成	くらし・環境部	廃棄物リサイクル課
	15 (新規)	自然歩道の整備	スポーツ・ 文化観光部	観光政策課
	16 (10)	三保松原の松林保全技術支援	経済産業部	森林整備課
	17 (16)	森林の適切な管理・整備	経済産業部	森林整備課
	18 (17)	治山事業	経済産業部	森林保全課
	19 (18)	静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発	経済産業部	森林保全課
	20 (15)	放置艇プレジャーボート対策（浜名湖）	交通基盤部	河川砂防管理課
	21 (12)	河川海岸環境整備事業	交通基盤部	河川海岸整備課
	22 (19)	都市山麓グリーンベルト整備事業	交通基盤部	砂防課
	23 (11)	津波対策「静岡方式」の推進	交通基盤部	港湾整備課 漁港整備課
	24 (新規)	グリーン・ツーリズム推進事業	スポーツ・ 文化観光部	観光振興課
	25 (25)	荒廃農地対策の推進	経済産業部	農業ビジネス課 農地計画課
	26 (21)	茶草場農法実践者の応援制度の確立	経済産業部	お茶振興課
	27 (22)	わさび田の保全と活用	経済産業部	農産振興課
	28 (23)	世界かんがい施設遺産登録の支援	経済産業部	農地計画課
	29 (24)	景観農業振興地域整備計画の策定支援	経済産業部 交通基盤部	農地調整課・農地計画課 農地保全課 景観まちづくり課
	30 (新規)	ため池等整備事業	経済産業部	農地保全課
	31 (新規)	棚田保全・振興	経済産業部	農地保全課

	【R8～10】 No (後期)	事業・取組名	部局名	担当課
主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる	32 (28)	空家等対策	くらし・環境部	住まいづくり課
	33 (A16)	良好な住宅地の普及啓発	くらし・環境部	住まいづくり課
	34 (26)	(公財) 静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援	くらし・環境部	環境ふれあい課
	35 (31)	市町の条例の策定や運用に関する助言 工場緑化セミナーの実施	経済産業部	企業立地推進課
	36 (27)	公園・緑化推進事業	交通基盤部	公園緑地課
	37 (30)	地域振興整備事業	企業局	地域整備課
	38 (33)	連絡協議会の開催	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	39 (34)	文化財の指定、整備・活用の促進	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	40 (35)	重要文化的景観の選定支援	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	41 (36)	文化財保護法・条例に基づく手続きの実施	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	42 (32)	定点観測地点からの展望景観の観察	スポーツ・ 文化観光部	富士山世界遺産課
	主要方策4 ありとあらゆる機会を 活用して景観形成に取り組む	43 (38)	建築協定の認可促進	くらし・環境部
44 (41)		環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に 基づく審査・指導	くらし・環境部	生活環境課
45 (新規)		補助事業を用いた社会福祉施設等の整備における 助言	健康福祉部	補助事業担当課
46 (40)		工場立地法の制度活用支援	経済産業部	企業立地推進課
47 (37)		林地開発許可制度の運用	経済産業部	森林保全課
48 (39)		都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導	交通基盤部	土地対策課
主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした 景観形成を進める	49 (45)	調査研究成果等を踏まえた情報提供	スポーツ・ 文化観光部	富士山世界遺産課
	50 (44)	緑化優良工場等表彰の推薦	経済産業部	企業立地推進課
	51 (43)	花と緑にあふれた地域づくりの推進	経済産業部	農産振興課
	52 (42)	農村の魅力フォトコンテストの実施	経済産業部	農地保全課
	53 (47)	県産材利用促進	経済産業部	林業振興課
	54 (51)	「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシ ップ」制度	くらし・環境部	自然保護課
	55 (48)	文化財クローズアップ しずおか遺産オタムフェア	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	56 (55)	しずおか農山村サポーター「むらサポ」	経済産業部	農地保全課
	57 (56)	道路協力団体制度の活用	交通基盤部	道路企画課 道路保全課
	58 (57)	日本風景街道の取組促進	交通基盤部	道路企画課
	59 (52)	しずおかアダプト・ロード・プログラム	交通基盤部	道路保全課
	60 (58)	河川海岸愛護団体等活動事業（補助金）	交通基盤部	河川砂防管理課
	61 (53)	リバーフレンドシップ	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課
	62 (54)	しずおかポートサポーター	交通基盤部	港湾企画課
	63 (A21)	地域づくり活動への関係人口の参加促進	企画部	企画課

	【R8~10】 No (後期)	事業・取組名	部局名	担当課
主要方策 6 景観形成をマネジメントする	27 (再掲)	わさび田の保全と活用	経済産業部	農産振興課
	31 (再掲)	棚田保全・振興	経済産業部	農地保全課
	32 (再掲)	空家等対策	くらし・環境部	住まいづくり課
	39 (再掲)	文化財の指定、整備・活用の促進	スポーツ・ 文化観光部	文化財課
	52 (再掲)	農村の魅力フォトコンテストの実施	経済産業部	農地保全課
	58 (再掲)	日本風景街道の取組促進	交通基盤部	道路企画課
	64 (新規)	SAVOR JAPANの取組支援	経済産業部	食と農の振興課
	65 (新規)	富士山を一周するサイクリングルート“フジイチ”の取組 推進	交通基盤部	道路企画課

3 主要方策ごとの取組内容

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる

本県を代表する広域景観であり、世界遺産でもある「富士山」は、国内外から多くの人々が訪れる「世界クラス」の資産となっている。また、伊豆半島や駿河湾は、豊かな自然環境に長い歴史や文化が織り重なって形成された景観が「世界水準」の景観として評価されている。

複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図るため、県が中心となって市町、関係事業者等とともに推進体制を構築し、観光と景観形成の統合的な戦略も考慮しながら、広域景観の景観形成方針・行動計画の策定・進捗管理及び共通の規制・誘導策の検討等を行い、広域景観形成を加速させるための取組を総合的に展開する。

【主要方策1の事業・取組一覧表】

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
富士山	01 富士山広域景観の形成	
伊豆半島	02 伊豆半島広域景観の形成	
大井川流域・牧之原大茶園	03 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	
浜名湖	04 浜名湖広域景観の形成	
駿河湾	05 駿河湾広域景観の形成	
旧東海道	06 旧東海道広域景観の形成	
国土軸	07 国土軸広域景観の形成	

【行動計画(A)の事業個票】

富士山

事業・取組名

01 富士山広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	協議会やWGを通じて、行動計画に基づいた施策（修景事業等）を実施し、定期的な進捗管理・評価を行うことで、富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目指す。			
	項目	R8	R9	R10
	取組	行動計画の推進		
	成果	協議会・WGの開催、施策の実施（官民連携事業・修景事業等）		
景観の質	行動計画の進捗状況	行動計画見直し	景観施策の推進・進捗管理	
	富士山を活かしたシーニックエリアの形成	富士山の眺望景観を阻害するものの整除 富士山周辺の魅力的な景観の保全 富士山への眺望景観の創出		

伊豆半島

事業・取組名

02 伊豆半島広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	伊豆半島景観形成行動計画に基づいた施策（修景事業）を実施し、協議会の開催や定期的な進捗管理・評価を行うことで、世界から称賛され続ける美しい半島を目指す。			
	項目	R8	R9	R10
	取組	行動計画の推進		
	成果	協議会・WGの開催、施策の実施（官民連携事業・修景事業等）		
景観の質	行動計画の進捗状況	中期評価	景観施策の推進・進捗管理	
	世界から称賛され続ける美しい半島	美しい伊豆半島を楽しむ「魅力的な沿道景観」づくり 伊豆半島ならではのブランド価値を高める「美しい眺望景観」づくり 個性豊かな愛着を持てる地域景観（観光地エリア）づくり		

事業・取組名

03 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	県と市町等が連携し、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画に基づき、施策の実施（官民連携事業等）、協議会の開催や定期的な進捗管理・評価により、良好な茶園景観の保全・創出するとともに、新たな価値の創造に向けて取り組む。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	行動計画の推進	協議会・WG等の開催、施策の実施（官民連携事業・修景事業等）		
	成果	行動計画の進捗状況	景観施策の推進・進捗管理		評価・行動計画見直し
景観の質	地域の誇り「茶園景観」を世界へ、暮らし・歴史が紡ぐ原風景を次代へ	良好な茶園景観の保全・創出			

浜名湖

事業・取組名

04 浜名湖広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	協議会やWGを通じて、行動計画に基づいた施策（官民連携事業等）を実施し、定期的な進捗管理・評価や、各市の景観計画の見直し等に取り組んでいくことで、世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”を目指す。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	行動計画の推進	協議会・WGの開催、施策の実施（官民連携事業・修景事業等）		
	成果	行動計画の進捗状況	景観施策の推進・進捗管理		行動計画見直し
景観の質	世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”	連続性のある沿道の景観づくり 湖岸と一体となった景観づくり 自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり			

駿河湾

事業・取組名

05 駿河湾広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課、経済産業部 新産業集積課

達成目標	駿河湾広域景観形成及び推進体制の構築に向けて、県と市町及び関係機関で連携し、機運醸成を図るとともに、海岸線のあるべき景観を検討していく。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	推進体制の構築に向けた機運醸成 ガイドライン策定に向けた検討	推進体制構築に向けた情報収集・調整 勉強会等の開催		
	成果	勉強会等の実施	勉強会等の実施数、参加者数		
景観の質	-	-			

06 旧東海道広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	旧東海道広域景観形成の推進に向けて、県と関係市町及び関係機関で連携し、推進体制の構築に向けて機運醸成を図るとともに、関係市町の各種計画と連携し、複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観の形成を図る。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	推進体制の構築	推進会議設立準備会の開催	推進会議の開催	
	成果	関係市町・団体の取組調査・共有 ガイドライン策定に向けた検討	推進体制構築に向けた 検討・課題の共有	関係市町・団体と連携して取り組む事項の検討 ガイドライン（案）策定 ガイドライン策定	
景観の質	各種計画との連携	景観計画・歴史的風致維持向上計画と連携した景観誘導			

07 国土軸広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	新東名高速道路、東名高速道路、中部横断自動車道、三遠南信自動車道、伊豆縦貫自動車道等、多くの人が行き交う主要道路の沿道やインターチェンジ周辺の景観形成を図る。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	県内IC周辺等の景観形成 ガイドライン策定に向けた検討	県内全インターチェンジ周辺地区等の屋外広告物対策重点箇所指定 適正化旬間等を活用した是正指導、パトロールの実施 推進体制構築に向けた情報収集・調整 ガイドライン策定（R10）		
	成果	重点箇所内の 違反屋外広告物是正率	10%	20%	30%
景観の質	違反広告物の是正等による 景観の変化	県内インターチェンジ出入口周辺の景観改善 市町各市町の景観形成上重要な箇所の景観改善			

主要方策 2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

道路、公園、公共建築物等の公共空間は、多くの県民等が目にするだけでなく、国内外から訪れる観光客等がまず目にする空間であり、本県の景観の「質」が最も現れる空間である。

また、静岡県全体として良好な景観形成を進めていくためには、こうした公共施設や公共空間におけるモデル的な景観形成が市町や県民等に対しても重要な効果を果たすことが期待される。

このため、県が実施する各種公共施設整備において、質の高いデザインを取り入れるほか、主要な公共空間において景観の質を高めるための方策を展開する。

【主要方策 2 の事業・取組一覧表】

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
公共空間の高質化	08 公共施設整備における景観配慮 09 無電柱化の推進 10 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	01 津波避難誘導標識の設置 02 東静岡周辺地区の整備 03 浜名湖の湖岸堤整備 04 多自然川づくりの推進 05 養浜を主体とした侵食対策の実施 06 沼津港みなとまちづくり推進計画への取組 07 清水都心WF（ウォーターフロント）地区開発基本方針の推進 08 港湾海岸環境整備事業 09 焼津漁港内港地区エリアデザイン検討会議の取組 10 街路整備事業 11 公共建築物等での県産材利用促進
屋外広告物の適正な規制・誘導	11 違反屋外広告物対策の推進 12 良好な屋外広告物の推進に関する取組	

【行動計画(A)の事業個票】

公共空間の高質化

事業・取組名

08 公共施設整備における景観配慮（教育・警察施設を含む）

【基本方針・景観整備・普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課・財務部 建築工事課
教育委員会 教育施設課・警察本部 施設課

達成目標	公共施設整備における景観配慮			
	項目	R8	R9	R10
公共施設の整備に際し、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「しずおか色彩・デザイン指針」の普及啓発や充実を図り、高質な公共空間を形成する。県が実施主体である施設整備については、「しずおか色彩・デザイン指針」に従い整備を行い、地域の景観形成に大きな影響を与えるものは専門家による検討を行う。				
取組	しずおか色彩・デザイン指針の普及啓発・充実	県及び市町職員を対象とした研修会・説明会等の実施 随時改定		
成果	説明会等の実施 専門家による検討の実施	県及び市町職員を対象とした研修会・説明会等の実施数、参加者数 専門家による検討の実施数		
景観の質	高質な施設整備	高質な施設整備の実現		

公共空間の高質化

事業・取組名

09 無電柱化の推進【景観整備】

担当課 | 交通基盤部 道路企画課

達成目標	無電柱化の推進			
	項目	R8	R9	R10
県内の景勝地や観光地等において、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整し、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進め、沿道景観や眺望の改善を図る。				
取組	関係機関と連携・調整 無電柱化の実施	無電柱化事業に係る調整や工事の実施 次期計画（第9期）策定	静岡県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化事業に係る調整や工事の実施	
成果	無電柱化率※1	次期計画（第9期）を踏まえて設定 【参考（R4～R7）：良好な景観形成に資する主要な道路※2 15.9%→19.2%】		
景観の質	沿道景観や眺望の改善	無電柱化により沿道景観や眺望の改善		

※1 無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

※2 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある国道及び県道

事業・取組名

10 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組【景観整備】

担当課 | 交通基盤部 河川企画課・河川海岸整備課

達成目標	富士山の眺望を阻害する既存の消波堤を景観に配慮した突堤等に置き換え、養浜との組み合わせにより、砂浜の保全と景観の改善を図り、世界文化遺産構成資産にふさわしい景観を実現する。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	消波堤を突堤等に置き換えて養浜を行う	2号新堤（南）の整備	—	—
			—	2号新堤（北）の整備	
成果	視点場からの富士山眺望の変化	1号消波堤、2号消波堤の段階的な撤去			
景観の質	世界文化遺産構成資産にふさわしい景観	視点場からの眺望阻害要素の段階的な改善			
		富士山眺望景観の改善			

屋外広告物の適正な規制・誘導

事業・取組名

11 違反屋外広告物対策の推進【普及啓発・規制誘導】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	変容していく状況に順応した違反広告物の是正指導を進めることで得られた知見等を県内全市町に展開・継承するとともに、新たな違反広告物が発生しないように普及啓発等を実施し県内沿道景観の改善を図る。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	知見の展開・継承、制度の普及啓発等	各地域景観協議会を通じた知見等の展開・継承 適正化旬間等を活用した普及啓発の実施、講習会の実施		
	成果	違反広告物への対応力向上、制度の理解促進	違反広告物に対する職員の対応力向上、制度の理解促進、屋外広告業者の育成		
景観の質	違反広告物の是正等による景観の変化	県内各地域の沿道景観の改善			

屋外広告物の適正な規制・誘導

事業・取組名

12 良好な屋外広告物の推進に関する取組【普及啓発・規制誘導】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	良好な広告物・安全対策に関する普及啓発、県屋外広告物条例の規制強化・各市の独自条例化の策定支援や申請手続きのデジタル化等により、良好な屋外広告物の取組を推進する。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	普及啓発、県条例改正・独自条例化、デジタル化	普及啓発ツール作成・普及啓発の実施		
			県屋外広告物条例の改正		
各市による独自条例の策定支援・制定					
広告景観賞等の普及					
成果	理解促進、規制強化、効率化	申請手続きのデジタル化			
景観の質	取組推進	良好な広告物等の理解促進、県条例による規制強化、独自条例の制定、事務手続きの効率化			
		良好な屋外広告物の取組を推進			

【行動計画(B)の事業・取組表】

公共空間の高質化

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
01 津波避難誘導標識の設置 危機管理部 危機情報課・危機政策課	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。
02 東静岡周辺地区の整備 スポーツ・文化観光部 企画経理課	東静岡周辺地区の整備にあたり、眺望・景観へ配慮する。
03 浜名湖の湖岸堤整備 交通基盤部 河川企画課	都田川水系河川整備計画に位置付けたのち、防護・利用・環境の調和のとれた護岸整備を行う。
04 多自然川づくりの推進 交通基盤部 河川海岸整備課	河川整備を行うにあたっては、多自然川づくりを基本とし、多自然工法の検討を実施する。
05 養浜を主体とした侵食対策の実施 交通基盤部 河川海岸整備課	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する。
06 沼津港みなとまちづくりの推進 交通基盤部 港湾企画課	平成27年12月に策定した「沼津港みなとまちづくり推進計画」に基づき、エントランス空間や緑地等の整備を進める。
07 清水みなとまちづくりの推進 交通基盤部 港湾企画課	令和4年7月に策定した「清水駅東口・江尻地区ガイドプラン」及び令和5年2月に策定した「日の出・巴川河口地区ガイドプラン」に基づき、大型客船受入環境整備、防潮堤整備、緑地整備等を行う。
08 港湾海岸環境整備事業 交通基盤部 港湾整備課	景観と調和した親水護岸の整備を実施する。
09 焼津漁港内港地区エリアデザイン検討会議の取組 交通基盤部 漁港整備課	焼津市が設置するエリアデザイン検討会議に参画し、焼津漁港内港地区のにぎわい創出と防潮堤の整備を進める。
10 街路整備事業 交通基盤部 街路整備課	景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路樹等を設置する。無電柱化を推進する。
11 公共建築物等での県産材利用促進 経済産業部 林業振興課	県産材利用に係る講習会や市町への県産材利用の働きかけ等を実施する。

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げる

良好な景観は、豊かな自然環境、にぎわいのある都市、文化や歴史を感じる建造物等、地域の多様な要素によって形成されており、他の地域にはない個性や魅力を備えた地域が集まり、全体が調和することによって、県全体の景観がより魅力的なものへ高まっていく。

このため、地域の景観形成を担う市町との連携、多様な地域の特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の底上げを図るための方策を展開する。

【主要方策3の事業・取組一覧表】

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
市町景観行政の積極的支援	13 市町の景観計画の策定・改定支援 14 観光地エリア景観計画の策定・改定支援 15 景観重要公共施設の指定に関する支援 16 専門アドバイザーの派遣	
自然景観の保全・復元		12 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 13 海岸漂着物等対策事業費助成 14 富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成 15 自然歩道の整備 16 三保松原の松林保全技術支援 17 森林の適切な管理・整備 18 治山事業 19 静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発 20 放置艇プレジャーボート対策（浜名湖） 21 河川海岸環境整備事業 22 都市山麓グリーンベルト整備事業 23 津波対策「静岡方式」の推進
農山漁村景観の保全・活用	17 美しく品格のある邑づくり	24 グリーン・ツーリズム推進事業 25 荒廃農地対策の推進 26 茶草場農法実践者の応援制度の確立 27 わさび田の保全と活用 28 世界かんがい施設遺産登録の支援 29 景観農業振興地域整備計画の策定支援
良好な市街地・産業地景観の確保	18 リノベーションまちづくりの取組支援	30 ため池等整備事業 31 棚田保全・振興 32 空家等対策 33 良好な住宅地の普及啓発 34 （公財）静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援 35 市町の条例の策定や運用に関する助言 工場緑化セミナーの実施 36 公園・緑化推進事業 37 地域振興整備事業
歴史的・文化的な景観資源の保全・活用		38 連絡協議会の開催 39 文化財の指定、整備・活用の促進 40 重要文化的景観の選定支援 41 文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 42 定点観測地点からの展望景観の観察

【行動計画(A)の事業個票】

市町景観行政の積極的支援

事業・取組名

13 市町の景観計画の策定・改定（重点地区指定）支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	市町景観行政を積極的に支援することにより、景観計画の策定・改定（重点地区指定）を促し、市町が地域の実情に合った景観行政を推進していく。			
	項目	R8	R9	R10
取組	市町景観行政の積極的支援	景観セミナー、景観形成推進アドバイザーの派遣、景観計画策定及び改定（重点地区指定）の働きかけ（トップセールス）		
成果	景観計画策定数	31市町	32市町	33市町
	重点地区指定数	20市町	21市町	22市町
景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	景観計画策定・重点地区指定による地域の個性を活かした景観誘導		

事業・取組名

14 観光地エリア景観計画の策定・改定支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	市町の観光地エリア景観計画の策定・改定を景観形成推進アドバイザー等により支援し、マニュアルに基づく景観チェックや観光地エリア景観計画の進捗を確認していくことで、市町が周囲の景観と調和した観光地域づくりを推進していく。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	観光地エリア景観計画の策定・改定支援	アドバイザー派遣 マニュアル改定（事例集の作成等）		
	成果	マニュアルに基づく景観チェック	計230 エリア	計245 エリア	計260 エリア
	景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	周囲の景観と調和した観光地域づくり		

事業・取組名

15 景観重要公共施設の指定に関する支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	景観重要公共施設制度の活用を促進し、市町が地域の景観を構成する重要な公共施設を景観重要公共施設に指定することを支援し、地域の実情に合った景観行政を推進していく。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	景観重要公共施設制度の活用促進	関係機関への働きかけ 各景観協議会を通じた制度活用の働きかけ		
	成果	景観重要公共施設の指定数 (内、県管理施設)	計77箇所 (27)	計78箇所 (28)	計79箇所 (29)
	景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	市町景観計画による景観誘導		

事業・取組名

16 専門アドバイザーの派遣【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	景観工学や色彩、観光等の専門家をアドバイザーとして登録し、市町の景観計画の策定又は見直しや公共施設の整備等について検討する際に、景観形成推進アドバイザーとして派遣することで、市町が景観行政の中心的な役割を担い、地域の特性に応じた景観形成を推進できるように支援する。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	アドバイザーの認定・登録、市町への派遣	アドバイザーの認定・登録、市町へ制度活用促進		
	成果	市町等への派遣実績	市町へのアドバイザー派遣		
	景観の質	市町職員意識変化	市町職員の景観形成に対する意識向上		

事業・取組名

17 美しく品格のある邑づくり【普及啓発・その他】

担当課 | 経済産業部 農地保全課

達成目標	地域資源の保全・活用等の地域づくりに先進的に取り組んでいる地域を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信しながら、邑と多様な主体との連携による共同活動を支援し、農村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進する。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	美しく品格のある邑づくりの推進	広報、多様な主体との共同活動、人材の確保・育成		
	成果	農山村共同活動参加者数※	基準：86,125人（令和6年）→目標：96,000人（令和10年）		
景観の質	農村景観の保全	農村景観の持続、活用			
※ふじのくに美農里プロジェクト、しずおか農山村サポーター「むらサボ」、しずおか棚田・里地クラブ、一社一村しずおか運動等の協働活動やオンラインの交流等に参加した人数（重複除く実数）					

良好な市街地・産業地
景観の確保

事業・取組名

18 リノベーションまちづくりの取組支援【その他】

担当課 | 経済産業部 地域産業課

達成目標	令和7年3月に設立したプラットフォーム「しずおかりノベーションフォーラム」（以下「フォーラム」）を中心に、リノベーションまちづくりの全県展開を進め、エリアの景観を含めた価値向上に寄与する。				
		項目	R8	R9	R10
	取組	リノベーションまちづくりの全県展開	「フォーラム」を中心に、実践者の連携強化や人材育成		
	成果	「フォーラム」参加市町数	「フォーラム」への全市町の参加を目指す		
景観の質	商店街等エリアの景観向上	地域が特色を生かした独自のまちづくりを実現			

【行動計画(B)の事業・取組表】

自然景観の保全・復元

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
12 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等を実施する。
13 海岸漂着物等対策事業費助成 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、助成を行う。
14 富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保松原を除く。）並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対して、助成を行う。
15 自然歩道の整備 スポーツ・文化観光部 観光政策課	環境省が指定する長距離自然歩道（東海自然歩道）349.7kmとその他の自然歩道（7路線）162.8kmを安全、快適に利用していただくため、整備を実施。
16 三保松原の松林保全技術支援 経済産業部 森林整備課	三保松原の松林を保全するため、静岡市等が行うマツ材線虫病対策や松林に適した土壌改善等の技術的支援を行う。
17 森林の適切な管理・整備 経済産業部 森林整備課	森林を適切に管理するため、森林所有者等が行う森林施業（保育、間伐等）を造林事業等により支援する。
18 治山事業 経済産業部 森林保全課	保安林の機能回復、強化を図るとともに、森林景観の改善に努める。
19 静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発 経済産業部 森林保全課	森林土木工事の設計者や民間事業者に対し情報提供する。
20 放置艇プレジャーボート対策（浜名湖） 交通基盤部 河川砂防管理課	二級河川浜名湖（都田川）等における、不法係留船や放置艇のパトロール調査、放置艇や沈没船の緊急移動・撤去等を行う。
21 河川海岸環境整備事業 交通基盤部 河川海岸整備課	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井川梅高地区の親水公園整備等を実施する。
22 都市山麓グリーンベルト整備事業 交通基盤部 砂防課	竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や里山の保全を定期的かつ継続的に実施する。
23 津波対策「静岡方式」の推進 交通基盤部 港湾整備課・漁港整備課	伊豆半島沿岸10市町にて、市町と連携し、地域住民や漁業関係者等、様々な立場の方々の参加による津波対策地区協議会において、地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策の検討を行い、方針を決定する。また、方針決定した、津波対策を実施する。

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
24 グリーン・ツーリズム推進事業 スポーツ・文化観光部 観光振興課	宿泊者が、ゆったりとした時間の中で、農林漁業体験や農山漁村の文化、歴史、暮らし等を実感し、学ぶことができる民宿の開業を支援する。
25 荒廃農地対策の推進 経済産業部 農業ビジネス課・農地計画課	農業者が行う再生作業等の取組に対して支援する。
26 茶草場農法実践者の応援制度の確立 経済産業部 お茶振興課	茶草場農法応援企業の募集・登録及び、連携した作業支援を行う。 茶草場農法の広報と実践者認定マーク入り商品のPRを行う。
27 わさび田の保全と活用 経済産業部 農産振興課	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援する。
28 世界かんがい施設遺産登録の支援 経済産業部 農地計画課	世界かんがい施設遺産登録を支援する。 世界かんがい施設遺産のPRを行う。
29 景観農業振興地域整備計画の策定支援 経済産業部 農地調整課・農地計画課・農地保全課 交通基盤部 景観まちづくり課	市町が策定する景観農業振興地域整備計画を支援する。 景観行政担当者会議等において、制度の周知等を行う。
30 ため池等整備事業 経済産業部 農地保全課	農業用ため池の防災工事（耐震・豪雨・劣化対策）を実施する。
31 棚田保全・振興 経済産業部 農地保全課	県土や環境の保全等、公益的機能を担う棚田を保全するため、棚田保全組織の活動支援を行う等、棚田保全活動を通じた地域の活性化を推進する。

良好な市街地・産業地
景観の確保

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
32 空家等対策 くらし・環境部 住まいづくり課	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡会議により情報提供を行なうとともに、特定空家対策の推進に取り組む。
33 良好な住宅地の普及啓発 くらし・環境部 住まいづくり課	これまでに県が認定した「豊かな暮らし空間創生住宅地」を県ホームページ等で紹介するなど、良好な住宅地の形成・確保の必要性を、民間事業者等へ普及啓発を行う。
34 （公財）静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援 くらし・環境部 環境ふれあい課	（公財）静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て行う環境緑化事業に対し助成する。
35 市町の条例の策定や運用に関する助言 工場緑化セミナーの実施 経済産業部 企業立地推進課	随時の情報共有やアドバイスを行う。 市町と協働して、工場緑化や企業が行う環境活動に関するセミナーや見学会を実施する。
36 公園・緑化推進事業 交通基盤部 公園緑地課	市町が行う都市緑化に貢献する公園やその他緑化施設の整備事業に対して補助を行う。
37 地域振興整備事業 企業局 地域整備課	景観や環境に配慮した工業団地等を造成し、地域のブランド力を高める

歴史的・文化的な
景観資源の保全・活用

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
38 連絡協議会の開催 スポーツ・文化観光部 文化財課	「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」及び「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を定期的に開催する。
39 文化財の指定、整備・活用の促進 スポーツ・文化観光部 文化財課	県文化財保護審議会を開催する。市町が取組む文化財保存活用地域計画、個別文化財の保存活用計画作成の支援、文化財保存費等の補助を行う。
40 重要文化的景観の選定支援 スポーツ・文化観光部 文化財課	文化財担当者研修等において保護制度等を説明する。 市町調査事業への助言・協力等を行う。
41 文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 スポーツ・文化観光部 文化財課	許可手続き等を適切に履行する。
42 定点観測地点からの展望景観の観察 スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課	地元市町による県内11箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。

主要方策 4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

道路、公園、公共建築物等の公共空間が創り出す景観が重要な役割を担うのはもちろんであるが、民間の開発や建築が景観に与えている影響はさらに大きく、土地利用が変化する機会をとらえて、より良好な景観へと誘導することが重要である。

このため、県民や事業者等に対して、県が関与できるありとあらゆる機会を活用して、景観への配慮を求めていくための方策を展開する。

【主要方策 4 の事業・取組一覧表】

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
県費助成や許認可等を通じた景観形成	19 県費助成や許認可等を通じた景観形成	43 建築協定の認可促進 44 環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導 45 補助事業を用いた社会福祉施設等の整備における助言 46 工場立地法の制度活用支援 47 林地開発許可制度の運用 478 都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導

【行動計画(A)の事業個票】

県費助成や許認可等を通じた景観形成

事業・取組名

19 県費助成や許認可を通じた景観形成【規制誘導・景観整備】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	景観施策と連携させた許認可制度や助成制度について、既存の制度（観光施設整備事業等）を推進しつつ、さらに見直しや新設を検討し、制度を通じた良好な景観形成を実現する。			
	項目	R8	R9	R10
取組	景観施策と連携させた制度の推進・検討	既存制度の推進（事例集の作成等） 連携制度の見直し検討、新たな連携制度の検討		
成果	許認可制度や助成制度の景観施策との連携	関係部局の制度と景観施策の連携		
景観の質	制度を通じた良好な景観形成	良好な整備箇所の実現		

【行動計画(B)の事業・取組表】

県費助成や許認可等を通じた景観形成

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度）の主な事業・取組
43 建築協定の認可促進 くらし・環境部 建築安全推進課	住民主導の潤いのあるまちなみを整備するため、市町への支援を行う。
44 環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導 くらし・環境部 生活環境課	環境影響評価対象事業となる開発事業案件に対し、随時審査・指導を実施する。
45 補助事業を用いた社会福祉施設等の整備における助言 健康福祉部 補助事業担当課※	社会福祉施設等の整備を対象とした、静岡県補助金等交付規則に基づく補助事業の審査の際に、市町景観計画・景観条例の対象であるか確認し、適切な処理が行われるよう助言する。 ※介護保険課、こども未来課、こども家庭課、障害者政策課、障害福祉課、地域医療課、感染症対策課
46 工場立地法の制度活用支援 経済産業部 企業立地推進課	届出を所管する市町への情報提供、運用に対するアドバイスを行う。 工場緑化ガイドラインを更新し、事業者に優良な取組を紹介する。
47 林地開発許可制度の運用 経済産業部 森林保全課	林地開発許可の審査を通じて、良好な森林景観の維持に努める。
48 都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導 交通基盤部 土地対策課	市町への助言を行う。 開発審査会を開催する。

主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

景観形成は一時の取組によって完成するものではなく、世代を超えた息の長い取組として継続されることが重要である。そのためには、行政や一部の団体のみが景観形成活動を行うのではなく、県民や事業者が、日常的な活動の積み重ねの中で、景観を形成していくことが重要である。

また、景観形成の活動を継続するためには、活動を支える人材や財源が必要であり、多くの人に景観形成の意義や良好な景観の価値を知ってもらう必要がある。

このため、県民や事業者に広く根ざした景観形成を進め、自立した持続性のある活動を拡大するための方策を展開する。

【主要方策5の事業・取組一覧表】

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
景観に対する意識を変えていくための普及啓発	20 景観への意識醸成のための普及啓発	49 調査研究成果等を踏まえた情報提供 50 緑化優良工場等表彰の推薦 51 花と緑にあふれた地域づくりの推進 52 農村の魅力フォトコンテストの実施 53 県産材利用促進
景観形成を担う人材の育成	21 景観形成を担う人材の育成 22 地域活動を牽引するリーダーの養成	54 「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ」制度 55 文化財クローズアップ・しずおか遺産オータムフェア
協働による景観形成		56 しずおか農山村サポーター「むらサポ」 57 道路協力団体制度の活用 58 日本風景街道の取組促進 59 しずおかアダプト・ロード・プログラム 60 河川海岸愛護団体等活動事業（補助金） 61 リバーフレンドシップ 62 しずおかポートサポーター 63 地域づくり活動への関係人口の参加促進
景観形成を支える活動支援		

【行動計画(A)の事業個票】

景観に対する意識を変えていくための普及啓発

事業・取組名

20 景観への意識醸成のための普及啓発【普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	景観への意識醸成のため、景観形成に取り組む主体の表彰や、取組の情報発信・関係団体との連携強化により、普及啓発を促進する。			
	項目	R8	R9	R10
取組	表彰制度の継続普及啓発	表彰制度（景観賞の授与）の継続 情報発信や関係団体との連携強化による普及啓発		
成果	表彰制度の実施普及啓発の実績	表彰制度の実施 取組成果の情報発信	40周年記念事業の実施 表彰制度の実施 取組成果の情報発信	表彰制度の実施 取組成果の情報発信
景観の質	景観への意識醸成	魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚		

事業・取組名

21 景観形成を担う人材の育成【普及啓発・その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課
教育委員会 教育政策課・義務教育課

達成目標	小中学校に対する景観まちづくり学習や大学との連携による講義の実施、県・市町職員を対象としたセミナーの実施等により、本県の景観形成を担う人材を育成する。			
	項目	R8	R9	R10
	取組	景観まちづくり学習教材の充実 大学との連携		
	成果	景観まちづくり学習の実施（毎年指定校2校） 静岡大学での公開講座の実施 県・市町職員を対象とした景観セミナーの実施		
景観の質	景観形成を担う人材の育成			「景観」に関心を持ち、良好な「景観まちづくり」に関わる意識を持った人づくり

事業・取組名

22 地域活動を牽引するリーダー等の養成【普及啓発・その他】

担当課 | 総務部 地域振興課

達成目標	地域活動を牽引するリーダー等を養成し、地域活動の活性化を図ることにより、本県の魅力的な景観やまちづくりへの取組に対する地域住民の参加意識を高めていく。			
	項目	R8	R9	R10
	取組	地域活動を牽引する リーダー等の養成		
	成果	コミュニティカレッジ 修了者数（累計）		
景観の質	県民の意識変化			活動に対する参加意識の向上

【行動計画(B)の事業・取組表】

景観に対する意識を
変えていくための普及啓発

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
49 調査研究成果等を踏まえた情報提供 スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課	調査研究成果等を基に、富士山世界遺産セミナーや企画展等を開催する。
50 緑化優良工場等表彰の推薦 経済産業部 企業立地推進課	県内で先進的な緑化や環境活動に取り組む工場を、経済産業省等の表彰に推薦する。
51 花と緑にあふれた地域づくりの推進 経済産業部 農産振興課	学校や地域の団体が開催する園芸講座への講師派遣や学校花壇コンクールの開催等により、花と緑の利用拡大を図る。
52 農村の魅力フォトコンテストの実施 経済産業部 農地保全課	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。
53 県産材利用促進 経済産業部 林業振興課	ホームページやセミナー、炭素貯蔵量の認定制度等を通じて、県産材の普及・啓発を行う。

景観形成を担う人材の育成

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
54 「ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーシップ」制度 くらし・環境部 自然保護課	環境意識の高い企業等と環境保全活動団体のマッチング(連携調整)等を進め、希少野生動植物の保護活動や、在来生物を脅かしている外来生物の除去など持続可能な対策を実施する。
55 文化財クローズアップ しずおか遺産オータムフェア スポーツ・文化観光部 文化財課	県内の文化財に身近に触れ合える機会として見学会や講演会、シンポジウムを開催する。

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
56 しずおか農山村サポーター「むらサポ」 経済産業部 農地保全課	県民に対し農山村地域での活動を促すため、「しずおか農山村サポーター『むらサポ』」の募集・登録により、県民全体で支える魅力ある農山村地域の創造を目指す。
57 道路協力団体制度の活用 交通基盤部 道路企画課・道路保全課	道路の維持管理や利便性向上につながる活動に積極的に取り組む民間団体等を、「道路協力団体制度」を活用し、支援する。
58 日本風景街道の取組促進 交通基盤部 道路企画課	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。
59 しずおかアダプト・ロード・プログラム 交通基盤部 道路保全課	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業などの道路清掃や美化活動を支援する。
60 河川海岸愛護団体等活動事業（補助金） 交通基盤部 河川砂防管理課	引き続き、県内の市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行う。
61 リバーフレンドシップ 交通基盤部 河川企画課・河川海岸整備課	地域住民や利用者等が行う清掃や除草等の河川美化活動を支援する。
62 しずおかポートサポーター 交通基盤部 港湾企画課	地域住民等が行う港湾・漁港環境整備施設の美化や維持管理、係留施設等における簡易な目視による点検、港湾・漁港施設等を活用した環境学習や啓発活動等を支援する。
62 地域づくり活動への関係人口の参加促進 企画部 企画課	引き続き、静岡県関係人口情報サイト「SHIZUOKA YELL STATION」等を通じて、関係人口の創出を図る。

主要方策 6 景観形成をマネジメントする

景観形成の取組は、単なる掛け声やスローガンで実現するものではなく、行政職員も含め個人の自主性や能力だけに頼って進まない。

本計画で掲げた主要方策を確実に進めていくには、体制、仕組み、ルールを整えることで、誰がやっても同じように効果を発揮することができるような「マネジメント・システム」を導入することが必要である。

また、個々の事業・取組の進捗状況について評価を実施し、今後の事業・取組のあり方に反映していく必要がある。

このため、主要方策1から5を確実に実行・評価するための方策を展開する。

なお、マネジメントに関する取組のうち、「推進体制の強化」「技術力の向上」「外部視点による評価」は、主要方策1から5に掲げる事業・取組を円滑に進めるために行うものであることから、計画期間の達成目標や年度ごとの取組や成果の目標を掲げることはせず、臨機応変に必要なマネジメントの実施を目指すものである。年度ごとの達成進捗管理については、年度ごとの実績をまとめ、有識者による助言など評価コメントは、必要に応じて受けるものとする。

【主要方策6の事業・取組一覧表】

方策の展開	事業・取組名	
推進体制の強化	庁内横断組織での連携	
技術力の向上	景観担当職員の技術力向上	
外部視点による評価	有識者による県景観施策の評価	
方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
景観資源の活用	23 景観の積極的活用	27【再掲】わさび田の保全と活用 31【再掲】棚田保全・振興 32【再掲】空家等対策 39【再掲】文化財の指定、整備・活用の促進 52【再掲】農村の魅力フォトコンテストの実施 58【再掲】日本風景街道の取組促進 64 SAVOR JAPANの取組支援 65 富士山を一周するサイクリングルート“フジイチ”の取組推進

【行動計画(A)の事業個票】

景観資源の活用

事業・取組名

23 景観の積極的活用【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標	自然景観、歴史的・文化的景観を保全・形成するだけでなく、活用することで、交流人口や関係人口の増加等地域の活性化へつなげ、取組を全県に展開させていく。			
	項目	R8	R9	R10
取組	観光関係施策との連携 新たな景観価値の向上	関係課・市町との調整・協議		
成果	関係課・市町との 調整・協議 全県への展開	景観資源を活用した取組の全県への展開		
景観の質	交流人口や関係人口の増加	交流人口や関係人口の増加		

【行動計画(B)の事業・取組表】

景観資源の活用

事業・取組名	計画期間中（令和8年度～令和10年度） の主な事業・取組
27 わさび田の保全と活用 再掲 経済産業部 農産振興課	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援する。
31 棚田保全・振興 再掲 経済産業部 農地保全課	県土や環境の保全等、公益的機能を担う棚田を保全するため、棚田保全組織の活動支援を行う等、棚田保全活動を通じた地域の活性化を推進する。
32 空家等対策 再掲 くらし・環境部 住まいづくり課	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡会議により情報提供を行なうとともに、特定空家対策の推進に取り組む。
39 文化財の指定、整備・活用の促進 再掲 スポーツ・文化観光部 文化財課	県文化財保護審議会を開催する。市町が取組む文化財保存活用地域計画、個別文化財の保存活用計画作成の支援、文化財保存費等の補助を行う。
52 農村の魅力フォトコンテストの実施 再掲 経済産業部 農地保全課	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。
58 日本風景街道の取組促進 再掲 交通基盤部 道路企画課	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。
64 SAVOR JAPAN（農泊食文化海外発信地域）の取組支援 経済産業部 食と農の振興課	県下3つの推進協議会の、地域の食と食文化、景観等の魅力を一体的に発信する活動を支援し、研修会を通じたインバウンド誘致の促進や構成団体間の交流、構成団体の取組の更なる深度化を図る。
65 富士山を一周するサイクリングルート“フジイチ”の取組推進 交通基盤部 道路企画課	景観に配慮した自転車走行環境を整備するとともに、「ぐるり富士山サイクルツーリズム推進協議会」と連携して富士山の雄大な風景を楽しみながら走行できるフジイチの魅力を国内外のサイクリストに発信するなど、サイクルツーリズムの更なる推進を図る。



しずおか景観形成計画 **行動計画**

発行：静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 TEL:054-221-3490

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/keikan/keikan/1042528.html>

しずおか景観形成計画についての
詳しい情報はこちらへ

しずおか景観形成計画

検索